

新旧対照表

新	旧
<p>県有林造林事業標準仕様書集</p> <p>令和<u>8</u>年<u>2</u>月1日</p> <p>山梨県森林環境部県有林課</p>	<p>県有林造林事業標準仕様書集</p> <p>令和<u>7</u>年<u>4</u>月1日</p> <p>山梨県森林環境部県有林課</p>

新	旧
総則（略）	総則（略）
様式1（略）	様式1（略）

新	旧
<p>(様式2) 植栽（共通）仕様書</p> <p>本仕様書は、「植栽」作業の全般に係る施工基準及び注意事項を定める。</p> <p><u>1 用語の定義</u></p> <p>1) 本仕様書において「苗木」とは、植栽対象となる樹木の幼木を指す。 2) 「裸苗」とは、土壤を伴わずに根が露出した状態の苗木を指す。 3) 「コンテナ苗」とは、マルチキャビティコンテナ等の容器において育苗した根鉢付き苗を指す。</p> <p><u>2 苗木の品質確認</u></p> <p>1) 苗木の納入時には、施工管理基準に基づき、以下の各項目を目視及び触診又は測定により品質確認を行うものとする。その結果、本項に定める基準に適合しない苗木が確認された場合は、当該苗木は本仕様書に基づく受入の対象としないものとする。なお、以後の取扱い（当該ロットにおける不適合混入割合の推定、再納入の要請及び再検収の実施）については、施工管理基準によるものとする。</p> <p>(1) 苗木が衰弱していないこと。</p> <p>掘り取り後の経過時間や保管状態により苗木が衰弱している場合は、活着不良の原因となるため受入の対象としない。なお、「苗木が衰弱している状態」とは、以下の症状が確認されるものを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 芽が休眠状態にあるにもかかわらず、枝や幹に弾力がない。 ② 葉や芽の色つやが悪く、全体的に活力が感じられない。 ③ 根が乾燥・変色している。 ④ 苗木全体がしおれている。 <p>(2) 病虫害の兆候がないこと。</p> <p>病害虫の感染拡大を防ぐため、以下のような症状が見られる苗木は、植栽後の健全な成長を阻害する恐れがあるため受入の対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 葉に黒斑、虫食い、異常な変色、しおれなどの症状があるもの。 ② 葉の色が黄変・褐変・斑状に変色しており、病害による異常が疑われるもの。 <p>(3) 外傷・欠損がないこと。</p> <p>植栽後の活着に影響するため、以下のような外傷や欠損がある苗木は受入の対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 先端部の折れ ② 枝の裂け ③ 擦れ ④ 根の欠損 <p>(4) 水分保持が十分であること。</p>	新設

新	旧
<p><u>活着不良の原因となるため、以下のような水分不足の兆候がある苗木は受入の対象としない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>葉を手で握った際に柔軟性に欠け、乾燥により脆くなっている状態のもの。</u> ② <u>葉が黄変、しづれているもの。</u> <p><u>(5) 落葉樹（裸苗）の葉が展開していないこと。</u> <u>春植えに使用する落葉樹の裸苗は、原則として芽吹き前又は芽吹き初期のもとのとする。なお、苗木全体として葉の展開が進み、蒸散の増大により活着不良のおそれがあると判断されるものは受入の対象としない。</u></p> <p><u>(6) 根鉢が崩れないこと。</u> <u>コンテナ苗は、根鉢全体に根が回っており、持ち上げた際に崩れない状態であること。なお、根系が未発達で、持ち上げた際に根鉢が崩れるものは受入の対象としない。</u></p> <p><u>(7) 根の状態が不良でないこと。</u> <u>苗木の活着性及び初期成長に影響を及ぼすため、以下のような根の状態が見られる苗木は受入の対象としない。</u> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>主根・側根が著しく形成されていないもの。</u> ② <u>根が著しく乾燥しているもの。</u> ③ <u>根の形状が著しく不自然なもの。</u> <ul style="list-style-type: none"> a <u>鳥足状：太く短い根が数本のみで、細根（鬚根）が偏在又は著しく少ないもの。</u> b <u>ゴボウ根状：主根が過度に伸長し、側根・細根の発達が不十分なもの。</u> <p><u>(8) 根にカビが発生していないこと。</u> <u>根にカビが発生している苗木は、病害のリスクが高く、活着不良の原因となるため受入の対象としない。なお、「根にカビが発生している状態」とは、以下のよう症状が見られるものをいう。</u> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>根の表面に白色・灰色・黒色等のカビが確認されるもの。</u> ② <u>根の表面に綿状または粉状の付着物があるもの。</u> <p><u>(9) 設計図書の規格に合致していること。</u> <u>苗長が設計図書に記載された寸法を満たしていない苗木は、原則として受入の対象としない。ただし、寸法を満たさない苗木の割合が軽微な場合は、監督員に協議すること。</u></p> <p><u>(10) 確認結果は、苗木検収野帳（様式3）に記録し、監督員に提出すること。</u></p> <p><u>3 植栽時の留意事項及び環境条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>天候、土壤水分、標高帯及び搬入・施工段取りを考慮し、植栽は適期内に実施すること。なお、過度な乾燥・過湿や悪天候のおそれがある場合、又は適期を判断し難い場合は、監督員と協議のうえ、植栽の延期その他必要な対策を講じること。</u> 2) <u>樹種ごとの留意点は以下のとおりとする。</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>常緑樹</u> <u>盛夏期（概ね7月中旬～8月下旬）や厳冬期（概ね12月下旬～2月中旬）の植栽</u> </p></p>	

新	旧
<p>は避けること。</p> <p>(2) 落葉樹 落葉樹の植栽は、原則として芽吹き前から芽吹き初期までの期間（秋植えの場合を除く。）に実施するものとし、葉の展開が苗木全体として顕著となる前に行うこと。</p> <p>4 秋植え時の留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 植栽を行う際には、苗木の外観（葉色、落葉状況、芽の状態）を確認し、地上部の伸長成長が停止していること、土壤が適度に潤湿であることを基準として、植栽の適否を判断すること。 2) 落葉樹については、新梢の成長が停止して木質化し、落葉が進行している状態であることを確認したうえで、概ね9月下旬から11月下旬までを目安として植栽を行うこと。 3) 常緑樹については、標高の高い地域（概ね標高800m以上を目安とする）では寒風害や凍上のリスクが高まるため、原則として根の活着が不十分になりやすい10月下旬以降の植栽は避けること。ただし、やむを得ず植栽する場合は、4-4) 及び4-5) に定める対策を講じること。 4) 秋植えにおいては、根の伸長が期待できない時期にやむを得ず植栽を行う場合は、地山とのなじみが悪く凍上のリスクが高まるため、根踏み等の対策を講じること。 5) 霜が降りる可能性がある時期に秋植えを行わざるを得ない場合は、その理由が請負者の施工又は工程管理に起因するものと認められる場合に限り、請負者の責任及び費用負担において、根踏みを早春（概ね3月上旬）に行うものとする。その際、落葉樹にあっては、展葉前に実施すること。なお、当該作業を実施するにあたっては、作業内容、実施予定日、責任範囲及び費用負担を記載した「根踏み作業に関する誓約書」を作成し、監督員に事前に提出すること。 <p>5 活着確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 植栽後の初期活着状況を確認するため、概ね1週間以上経過後に完成届を提出すること。 <p>6 責任の所在</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 植栽完了から完成検査までの間に枯損が確認された場合、請負者は必要に応じて植栽作業に従事した者から聞き取りを行い、枯損に至った経緯（苗木の納入・保管、現場への運搬・保管、植栽作業時における所見、植栽作業の前後における天候や土壤の潤湿状態等）を整理し、写真等の資料を添えて監督員に報告しなければならない。 2) 請負者の仕様の不遵守が枯損の主因である場合は、枯損の程度にかかわらず、請負者の責任において再植栽（補植）を行うものとし、これに要する費用は、すべて請負者の負担とする。 3) 枯損の原因が特定できない場合、又は枯損が一定程度以上に及ぶ場合は、監督 	

新	旧
<p>員と協議し、再植栽（補植）の要否及びその範囲、時期、苗木の調達方法及び費用負担を決定するものとする。</p> <p><u>7 協議事項</u></p> <p>1) この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。</p>	
<p>(様式2-1) 植栽（裸苗）仕様書</p> <p>本仕様書は、<u>裸苗による</u>「植栽」作業の施工基準及び注意事項を定める。</p> <p>1～1 7 (略)</p>	<p>(様式2) 植栽（裸苗）仕様書</p> <p>本仕様書は、「植栽」作業の施工基準及び注意事項を定める。</p> <p>1～1 7 (略)</p>
<p>(様式2-2) 植栽（コンテナ苗）仕様書</p> <p>本仕様書は、コンテナ苗による「植栽」作業の施工基準及び注意事項を定める。</p> <p>1～1 3 (略)</p> <p>様式3～様式2 0 (別紙) (略)</p>	<p>(様式2-1) 植栽（コンテナ苗）仕様書</p> <p>本仕様書は、コンテナ苗の「植栽」作業の施工基準及び注意事項を定める。</p> <p>1～1 3 (略)</p> <p>様式3～様式2 0 (別紙) (略)</p>